

平成 23 年 5 月 31 日
秦野瓦斯株式会社

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等により被災されたお客さまに対する
ガス料金の特別措置の期間延長について

当社は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、国の災害救助法が適用された地域等において被災され、当社の供給区域内に避難されたお客さまに対して、平成 23 年 4 月 19 日に「供給約款等以外の供給条件」の認可を受け、ガス料金の特別措置を講じてまいりました。

現在もお客さまへの相当の影響が継続している状況を踏まえ、本日、経済産業大臣に既認可の供給条件に代えて、下記の認可申請を行い、同日認可されました。

記

1. 適用対象

東北地方太平洋沖地震（3 月 11 日）に関連して災害救助法が適用された地域*1 等において被災され、当社の供給区域外から当社供給区域内に避難されたお客さま（お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。）

2. 特別措置の内容

被災されたお客さまの避難先における平成 23 年 3 月、4 月、5 月、6 月、7 月、および 8 月分のガス料金について、それぞれの早収期間*2 経過後も早収料金を適用する。また、被災されたお客さまの避難先におけるガス料金の支払期限*3 について、平成 23 年 3 月分は 6 ヶ月間、4 月分は 5 ヶ月間、5 月分は 4 ヶ月間、6 月分は 3 ヶ月間、7 月分は 2 ヶ月間、8 月分は 1 ヶ月間それぞれ延長いたします。

*1 災害救助法適用地域

青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

岩手県：全市町村

宮城県：全市町村

福島県：全市町村

茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、同郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

千葉県：千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町

*2 早収期間

検針日の翌日から30日以内（早収料金適用期間）。ガス料金のお支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合は、遅収料金（早収料金を3%割り増した料金）を適用いたします。

*3 支払期限

検針日の翌日から50日目。

以 上